明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（**総務**六〇）　一
○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**五二）　二
〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**九）　三
〔告　示〕
○二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（**総務**二八一）　三
○自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**八一六）　五
〔公　告〕
官庁
　基本測量関係事項関係　五七
裁判所
　破産、免責、再生関係　五九
特殊法人等
　日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更・共済規程の一部変更関係　八六
地方公共団体
　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八七
会社その他
会社決算公告　八八

省令

○総務省令第六十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月四日　総務大臣　野田　聖子

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。